はしがきにかえて
～私は社会保険労務士～

平成17年は戦後60年の節目の年に当たります。今の日本の誕生日を終戦の日とすると、今年は還暦に当たりますね。私たち社会保険労務士が扱う法律は、一部を除いて戦後、制定されました。日本国憲法が制定され、それに伴い労働基準法、労働者災害補償保険法、失業保険法が相次いででき、世の中の事業場はそれまでの健康保険、厚生年金保険と合わせて膨大な事務作業を強いられることになりました。当然、担当者にはさまざまな書類の一つひとつ、例えば適用事業報告から36協定、就業規則、５号様式、離職票、傷病手当金請求書などを作成し、提出することが負担になったことでしょう。特に、失業保険料に至っては、現在と違って毎月精算納付を行っていたくらいですから。

すると、どんな業界にもその分野に長けた人が出てくるのは当然のことです。昭和25年ごろには、すでに事業場の顧問となりコンサルタントとして活躍する人たちが現れています。

そのような人たちが奔走したおかげで、昭和43年に社会保険労務士法が制定されたと、先輩の社会保険労務士から聞きました。そうした歴史があったればこそ、今、私たちは社会保険労務士を名乗っていられるわけです。

また社会保険労務士法改正の歩みを見ていくと、昭和43年に社会保険労務士法ができたとき、社会保険労務士ができる仕事は書類の作成業務のみでした。それから10年かけて、昭和53年にやっと、我々が作成した書類を提出代行することができるようになり、また、昭和61年には、事業主に代わって手続ができる事務代理が取扱い業務に加わりました。平成10年には審査請求ができるようになり、さらに平成14年には、念願の個別労働関係紛争の当事者を代理するあっせん代理が業務として認められました。単なる「事務処理」から、「相談・あっせん」という職域を作り上げてきたわけです。

事業を始めて人を雇う、人を雇って事業を始める。そこには雇う者と雇われる者の間にさまざまな権利義務関係が生まれ、手続が必要になります。それは60年前も今も変わりません。

本書では、人を雇うとどんな手続きが必要になるのかを解説しました。労務関係から労働・社会保険それに給与計算まで、しかも電子申請の手ほどきまでも……。「完全マニュアル」と銘打っているからには、これ１冊あればすべてがわかります。結構、大風呂敷を広げました。そのすべてが、我ら社会保険労務士の守備範囲です。先達の方々に感謝感謝です。

是非、この本を労働・社会保険事務をご担当される方々の「バイブル」としてご活用いただければ幸いです。

最後に、この本の企画をご提案していただいた日本法令の岩倉春光さん、多数の者が執筆した原稿の、校正・編集をご担当いただいた同社の伊藤隆治さん、執筆のとりまとめ役を買って出てくれた、高志会の味園公一君に感謝いたします。

平成17年４月

社会保険労務士「高志会」グループ　代表　段下正志

「完全マニュアル８訂版」発行に寄せて
～私は社会保険労務士　その８～

社会保険労務士（社労士）制度ができて52年が経過しましたが、かつて社労士がこれほど注目されたことがあったでしょうか？

そう、雇用調整助成金（雇調金）のことです。これは新型コロナウイルス感染症禍（コロナ禍）で世の中が大変なときに、会社は社員を離職させないで何とか雇い続けてほしいということから、会社が支払った休業手当を国が助成する制度です。申請に必要な書類の中にはタイムカードや賃金台帳（休業分を控除し、休業手当を支払う）などがあり、社労士としては当り前のものですが、小規模零細企業の事業主には敷居が高いものばかりです。その手続きを支援できるのは社労士だと、日経新聞に大きく取り上げられました。私としては30数年の社労士人生で初めての経験です。

実は、過去に１度だけ社労士が注目を浴びたことがありました。第１次安倍内閣の平成19年、「年金記録問題」が起きたときです。基礎年金番号に統合されていない年金記録が約5,000万件も存在することが問題となりましたが、「年金のことは税理士に聞いて処理するように」と、時の首相は宣いました。いかに、政治家には社労士という職業の認識がなかったか、ということです。それに「待った」をかけたのは、当時の全国社会保険労務士会連合会会長の大槻哲也氏でした。大槻氏が「年金の専門家は社労士だ」と声を上げたことで、総務省に設置された「年金記録確認第三者委員会」等に委員として社労士も参加し、調査員として多くの社労士が駆り出され、無料電話相談会場にもたくさんの社労士が動員され、おかげで国民のみなさんには「年金の専門家は社労士だ」という認識が浸透し、大きな変化につながりました。

そして今回の雇調金では、最初から「雇調金は社労士に」と声がかかりました。この13年間で社労士の認識度がそれだけ上がったということです。

ただ、当初マスコミの論調には雇調金に対して社労士があまり積極的でないのはどうしてか、というものがありました。そこには“罰則”がネックになり、社労士が雇調金申請に対して二の足を踏んでいたという事情がありました。これまでの雇調金の「支給要件確認申立書」にあるとおり、「偽りその他不正の行為により…代理人等が不正受給に関与していた場合は、申請事業主と連帯し、…弁済すべき義務を負うこと」として、①連帯債務、②氏名公表、③５年間の助成金申請の禁止の罰則が設けられています。

これは過去において「社労士の助成金申請には不正が多い」という嘆かわしい事例が散見されていたからです。ごく一部の社労士に、「意図的に不正を行う者」、あるいは「事業主から偽りの書類を出されて気づかずに不正に加担する者」がいたのです。しかし、大方の社労士は正規に真正な書類申請をしており、社労士自身に「不正を拒否する姿勢」「事業主を指導する姿勢」「書類を見抜く力」があれば、そんな不正に加担することはないのですが…。

その罰則について、13年前の年金問題では勘違いの発言をした安倍首相は、公の場で「今までの発想を変えなければならない。危機を乗り越えることを最優先に、不正などは事後対応すればいい」と発言し、それを受けて厚

生労働省は「故意の不正と認定できない限りは罰則を科さない」としました。雇調金の届出業務は社労士の独占業務でもあり、だからこそ、私たち社労士は気を引き締めて事に当たり、国民の負託に応えていきたいものです。

さて、コロナ禍の影響で変わったものがもう一つあります。こちらも社労士に大いに関係があることです。コロナ禍以前、社労士の関心事は「働き方改革」でした。

①厳格な時間外労働管理の上限設定や②年次有給休暇の５日間の強制付与、③同一労働同一賃金等々、社労士の仕事の根本にかかわる事項満載で、取り組まなければならない問題が山積しています。その中の一つに在宅勤務制度（テレワーク）の導入がありました。

2020年の東京オリンピック開催期間中、都内の交通網が混雑するので自宅で仕事ができる職種の方は自宅あるいは自宅近くのサテライトオフィスで仕事しましょうと、小池東京都知事は推奨していました。東京都の調査では、30人以上の会社では、３月時点のテレワーク実施率は24.0％だったのが、４月には一気に62.7％となり、当初は「テレワークする仕事がない、人事管理が難しい」等、否定的だった会社や社員も「通勤の負担がなくなった、思ったより仕事ができる、効率的だ、満足している」と肯定的に捉えています。一方、問題点としては、①セキュリティ対策、②社員同士のコミュニケーション不足、③それに伴う人事評価、④中には紙の書類を持ち出せず、⑤契約書等にハンコが押せないため出社する等が挙げられています。

コロナ禍後においても、テレワークは普及し、定着し、継続していくものと思われます。私たち社労士事務所としても、「新しい生活様式」を意識せずにはいられません。事務処理のシステム化をより一層進め、打合せや会議もウェブ上で行うなど工夫が必要になるでしょう。コロナ禍の影響で、社労士会の行事がほとんど中止あるいは書面会議（ウェブ会議でないのが残念）になったため、高志会のメンバーや他の社労士との接点が極端に少なくなってしまいました。幸い高志会のメンバーとは情報を共有できるグループメールがあるので、雇調金をはじめ様々な情報交換はできています。活動が自粛という名のもとに閉ざされてしまうと、つくづく高志会という場があってよかったと思います。

社労士の活躍の場は、今後ますます広がっていくでしょう。私自身、先輩方が築き上げてきたこの制度を、これから社労士になる方々にしっかり伝えていきたいと考えています。

最後になりますが、７訂版までご購入いただきましたこれまでの読者の方々と、８訂版発行のご依頼をいただいた日本法令の八木正尚さん、それに執筆を担当してくれた高志会のメンバー、四たび編集のリーダーを引き受けてくれた高志会の松田研二さんに感謝を申し上げます。

令和２年水無月

社会保険労務士「高志会」グループ　代表　段下正志

目　次

- マイナンバーと手続について ―― 20
- 電子申請をとりまく環境～８訂版にあたり～ ―― 28
- 電子申請を行ううえで押さえておきたいこと ―― 33

第１章　労基法に関係する手続

1 労使協定とは …… 50
2 適用事業報告（様式第23号の２） 労基 送信代理 …… 手 電 53
3 就業規則（変更）届 労基 送信代理 …… 手 電 56
4 時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届
（様式第９号） 労基 送信代理 …… 手 電 給 65
5 代替休暇に関する協定書 労基 …… 手 78
6 解雇予告除外認定申請書（様式第３号） 労基 送信代理 …… 手 電 給 81
7 解雇予告／解雇制限除外認定申請書（様式第２号） 労基 送信代理 手 電 85
8 断続的な宿直又は日直勤務許可申請書（様式第10号）
労基 送信代理 …… 手 電 89
9 監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書
（様式第14号） 労基 送信代理 …… 手 電 93
10 非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書／届
（様式第６号） 労基 送信代理 …… 手 電 給 96
11 事業場外労働に関する協定届（様式第12号） 労基 送信代理 …… 手 電 給 100
12 １箇月単位の変形労働時間制に関する協定届
（様式第３号の２） 労基 送信代理 …… 手 電 給 106
13 １年単位の変形労働時間制に関する協定届
（様式第４号） 労基 送信代理 …… 手 電 給 113
14 フレックスタイム制に関する労使協定書 労基 …… 手 給 121
15 １週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届
（様式第５号） 労基 送信代理 …… 手 電 給 129
16 専門業務型裁量労働制に関する協定届
（様式第13号） 労基 送信代理 …… 手 電 135
17 企画業務型裁量労働制に関する決議届
（様式第13号の２） 労基 送信代理 …… 手 電 139
18 企画業務型裁量労働制に関する報告
（様式第13号の４） 労基 送信代理 …… 手 電 144
19 年次有給休暇の計画的付与に関する協定書 労基 …… 手 149
20 時間単位年休に関する協定書 労基 …… 手 151

21 一斉休憩除外協定書 労基 …… 153
22 帰郷旅費支給除外認定申請書（様式第４号） 労基 送信代理 …… 155
23 児童の使用許可申請書（年少則様式第１号） 労基 送信代理 …… 158
24 賃金控除に関する協定書 労基 …… 164
25 貯蓄金管理に関する協定届（様式第１号） 労基 送信代理 …… 166
26 預金管理状況報告（様式第24号） 労基 送信代理 …… 172
27 寄宿舎規則（変更）届 労基 送信代理 …… 177
28 寄宿舎設置・移転・変更届
（様式第１号（第３条の２））（様式（第５条の２）） 労基 送信代理 186
29 定期健康診断結果報告書（様式第６号） 安衛 送信代理 …… 191
30 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
（様式第６号の２） 安衛 …… 195
31 衛生管理者選任報告（様式第３号） 安衛 送信代理 …… 198
32 産業医選任報告（様式第３号） 安衛 送信代理 …… 202

第２章　会社の設立～社員募集の手続

33 労働保険 保険関係成立届（継続事業）（様式第１号） 労災 送信代理 … 208
34 雇用保険適用事業所設置届 雇用 送信代理 …… 218
35 労働保険 概算保険料申告書（継続事業）（様式第６号（甲）） 徴収 送信代理 … 224
36 健康保険・厚生年金保険 新規適用届 社保 送信代理 …… 229
37 [求人関係] 事業所登録シート① 事業所登録シート②（事務所PR情報） 雇用
…… 237
38 [求人関係] 求人申込書 雇用 …… 241

第３章　適用に関する手続

39 労働保険 継続事業一括認可・追加・取消申請書（様式第５号） 徴収 送信代理 … 248
40 労働保険 継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届
（様式第５号の２） 徴収 送信代理 …… 254
41 雇用保険 事業所非該当承認申請書 雇用 送信代理 …… 260
42 労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届（様式第23号） 労災 雇用 送信代理 … 265
43 労働保険 名称、所在地等変更届（様式第２号） 徴収 送信代理 …… 270
44 雇用保険 事業主事業所各種変更届 雇用 送信代理 …… 275
45 健康保険・厚生年金保険 適用事業所名称／所在地変更（訂正）届 社保 送信代理
…… 281
46 健康保険・厚生年金保険 事業所関係変更（訂正）届 社保 送信代理 287
47 新旧事業実態証明書 雇用 …… 291

48 労働保険 保険関係成立届（有期事業）（様式第1号）労災 送信代理 … 295
49 労働保険 概算保険料申告書（有期事業）
（様式第6号（乙））徴収 送信代理 …… 299
50 労働保険 確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金申告書
（有期事業の終了）（様式第6号（乙））徴収 送信代理 …… 303

第4章　入社（保険加入）等に関する手続

入社の際の手続

51 雇用保険 被保険者資格取得届（様式第２号）雇用 送信代理 マイナンバー 312
52 個人番号登録・変更届 雇用 送信代理 マイナンバー …… 326
53 雇入れ・離職に係る外国人雇用状況届出書（様式第3号）雇用 330
54 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届 社保 送信代理 マイナンバー …… 334
55 厚生年金保険 被保険者ローマ字氏名届 社保 …… 343
56 健康保険 被保険者資格証明書交付申請書 社保 …… 346
57 個人番号等登録届 社保 マイナンバー …… 349
58 個人番号変更届 社保 マイナンバー …… 352
59 健康保険 被扶養者（異動）届／国民年金 第３号被保険者関係届
社保 送信代理 マイナンバー …… 355
60 国民年金 第３号被保険者関係届 社保 送信代理 マイナンバー …… 371
61 国民年金 第３号被保険者ローマ字氏名届 社保 …… 378

入社後の変更・訂正・取消手続

62 健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更（訂正）届
社保 送信代理 マイナンバー …… 382
63 雇用保険 被保険者転勤届（様式第10号）雇用 送信代理 …… 386
64 厚生年金保険 被保険者住所変更届
／国民年金 第３号被保険者住所変更届 社保 マイナンバー …… 391
65 雇用保険 被保険者資格取得・喪失等届訂正・取消願 雇用 …… 395
66 健康保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届 社保 送信代理 マイナンバー
…… 400
67 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得（訂正・取消）届／厚生年金保険
70歳以上被用者該当（訂正・取消）届 社保 マイナンバー …… 404
68 健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届 社保 マイナンバー
…… 409
69 健康保険 被扶養者（異動）（取消）届
／国民年金 第3号被保険者関係（取消）届 社保 マイナンバー …… 413

必要に応じた手続
70 健康保険 被保険者証再交付申請書 社保 …… 416
71 健康保険 高齢受給者証再交付申請書 社保 …… 419
72 雇用保険 被保険者証再交付申請書（様式第８号） 雇用 …… 422
73 年金手帳再交付申請書 社保 送信代理 マイナンバー …… 426
74 雇用保険 関係各種届書等再作成・再交付申請書 雇用 …… 430
75 兼務役員雇用実態証明書 雇用 …… 432
76 介護保険 適用除外等該当・非該当届 社保 送信代理 …… 435
77 健康保険 標準賞与額累計申出書 社保 …… 440

第５章　退職・脱退に関する手続

社員の退職に関する手続
78 雇用保険 被保険者資格喪失届（様式第4号） 雇用 送信代理 マイナンバー 444
79 雇用保険 被保険者離職証明書（様式第5号） 雇用 送信代理 …… 454
80 雇用保険 被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
（様式第10号の２） 雇用 送信代理 …… 464
81 雇用保険 被保険者離職票記載内容補正願 雇用 …… 470
82 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届
／厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届 社保 送信代理 マイナンバー … 473
83 厚生年金保険 被保険者資格喪失届／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届
（70歳到達届） 社保 送信代理 マイナンバー …… 479
84 健康保険 被保険者証回収不能届 社保 …… 483
85 健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書 社保 マイナンバー …… 485
86 退職時等の証明書 労基 …… 489
会社の廃止に関する手続
87 労働保険 確定保険料 石綿健康被害救済法 一般拠出金申告書
（継続事業の保険年度途中で解散等）（様式第6号（甲）） 徴収 送信代理 … 493
88 労働保険 労働保険料 石綿健康被害救済法 一般拠出金還付請求書
（様式第8号） 徴収 送信代理 …… 497
89 雇用保険 適用事業所廃止届 雇用 送信代理 …… 501
90 健康保険・厚生年金保険 適用事業所全喪届 社保 送信代理 …… 509

第６章　会社が行う年次業務の手続

91 労働保険 概算確定保険料 石綿健康被害救済法 一般拠出金申告書
（年度更新）（様式第6号（甲）） 徴収 送信代理 …… 514
92 一括有期事業報告書（建設の事業）（様式第７号） 徴収 送信代理 … 519

93 健康保険・厚生年金保険 被保険者 報酬月額算定基礎届
／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届 社保 送信代理 マイナンバー 527
94 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届
／厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届 社保 送信代理 マイナンバー 538
95 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届
／厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届 社保 送信代理 マイナンバー 546
96 年末調整 給与 …… 553
97 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎（訂正・取消）届／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎（訂正・取消）届 社保 マイナンバー 558
98 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更（訂正・取消）届／厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更（訂正・取消）届 社保 マイナンバー … 562
99 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払（訂正・取消）届／厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払（訂正・取消）届 社保 マイナンバー …… 566
100 高年齢者雇用状況報告書（様式第2号） 高齢 …… 570
101 障害者雇用状況報告書（様式第6号） 障害 …… 575

第7章　特別加入に関する手続

102 労働者災害補償保険 特別加入申請書（中小事業主等）
（様式第34号の7） 労災 …… 584
103 労働者災害補償保険 特別加入申請書（海外派遣者）
（様式第34号の11） 労災 …… 590
104 労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）
（様式第34号の8） 労災 …… 598
105 労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届（海外派遣者）
（様式第34号の12） 労災 …… 605
106 労働者災害補償保険 特別加入時健康診断申出書（特診様式第7号） 労災 611
107 労働者災害補償保険 特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）
（様式第34号の8） 労災 …… 615

第8章　育児・介護に関する手続

108 次世代 一般事業主行動計画策定・変更届（様式第１号） 次世代 622
109 女性活躍 一般事業主行動計画策定・変更届（様式第１号） 女性活躍 627
110 （初回）育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5） 雇用 送信代理 マイナンバー 633
111 育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5の2） 雇用 送信代理 … 645
112 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書
／変更（終了）届 社保 送信代理 マイナンバー …… 653

113 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届 社保 送信代理 マイナンバー …… 663
114 健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届 社保 送信代理 マイナンバー …… 667
115 健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届 社保 送信代理 マイナンバー …… 676
116 厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届 社保 送信代理 マイナンバー …… 680
117 介護休業給付金支給申請書（様式第33号の6） 雇用 送信代理 マイナンバー 686

第9章　給付に関する手続

労災保険給付に関する手続

118 療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第5号） 労災 …… 698
119 療養給付たる療養の給付請求書（様式第16号の3） 労災 …… 703
120 療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届（様式第6号）（様式第16号の4） 労災 …… 709
121 療養（補償）給付たる療養の費用請求書（様式第7号）（様式第16号の5） 労災 …… 711
122 休業（補償）給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書（様式第8号）（様式第16号の6） 労災 …… 717
123 労働者死傷病報告・休業4日以上（様式第23号）／4日未満（様式第24号） 安衛 送信代理 …… 729
124 障害（補償）給付支給請求書、障害特別支給金・障害特別年金・障害特別一時金支給申請書（様式第10号）（様式第16号の7） 労災 マイナンバー … 734
125 遺族（補償）年金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別年金支給申請書（様式第12号）（様式第16号の8） 労災 マイナンバー …… 748
126 遺族（補償）一時金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別一時金支給申請書（様式第15号）（様式第16号の9） 労災 …… 758
127 葬祭料（葬祭給付）請求書（様式第16号）（様式第16号の10） 労災 …… 764
128 第三者行為災害届（届その1から届その3） 労災 …… 769
129 介護（補償）給付支給請求書（様式第16号の2の2） 労災 … 778
130 二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2） 労災 …… 784
131 未支給の保険給付支給請求書、未支給の特別支給金支給申請書（様式第4号） 労災 …… 789

高年齢雇用継続給付に関する手続

132 高年齢雇用継続給付支給申請書（基本給付金）（様式第33号の3、第33号の3の2）、雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（様式第33号の4）［雇用］［送信代理］［ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ］ 793

133 高年齢雇用継続給付支給申請書（再就職給付金）（様式第33号の3の2）［雇用］［送信代理］ … 804

134 雇用継続給付関係各種通知書等再作成・再交付申請書［雇用］ … 810

雇用保険教育訓練給付・就職促進給付に関する手続

135 教育訓練給付金支給申請書（様式第33号の2）（様式第33号の2の4）（様式第33号の2の5）［雇用］［ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ］ …… 812

136 就業手当支給申請書（様式第29号）［雇用］ …… 821

137 再就職手当支給申請書（様式第29号の2）［雇用］ …… 825

138 就業促進定着手当支給申請書（様式第29号の2の2）［雇用］ … 830

139 常用就職支度手当支給申請書（様式第29号の3）［雇用］ …… 835

140 払渡希望金融機関指定・変更届（様式第18号）［雇用］ …… 840

健康保険給付に関する手続

141 健康保険 被保険者（家族）療養費支給申請書（治療用装具）（立替払等）、海外療養費支給申請書［社保］ …… 848

142 交通事故、自損事故、第三者（他人）等の行為による傷病（事故）届［社保］ …… 857

143 健康保険 負傷原因届［社保］ …… 867

144 健康保険 限度額適用認定申請書［社保］ …… 870

145 健康保険 被保険者（被扶養者・世帯合算）高額療養費支給申請書［社保］ 873

146 健康保険・船員保険 高額医療費貸付金貸付申込書［社保］ …… 879

147 高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書［社保］ …… 885

148 健康保険 傷病手当金支給申請書［社保］ …… 889

149 健康保険 出産手当金支給申請書［社保］ …… 898

150 健康保険 出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）［社保］ … 907

151 健康保険 被保険者（家族）出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書［社保］ …… 910

152 健康保険 被保険者（家族）出産育児一時金支給申請書［社保］ … 914

153 健康保険・船員保険 出産費貸付金貸付申込書［社保］ …… 919

154 健康保険 被保険者（家族）埋葬料（費）支給申請書［社保］ … 924

155 健康保険 特定疾病療養受療証交付申請書［社保］ …… 929

156 健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定申請書［社保］ …… 932

157 健康保険 被保険者（家族）移送承認申請（移送届）書［社保］ … 937

158 健康保険 被保険者（家族）移送費支給申請書［社保］ …… 941

年金給付に関する手続

159 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（様式第101号） 社保 …… 945
160 年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）（様式第104号） 社保 …… 960
161 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）（様式第105号） 社保 …… 969
162 国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金未支給【年金・保険給付】請求書（様式第514号）、年金受給権者死亡届（報告書）（様式第515号） 社保 980

インデックス——あいうえお順

い

(初回)育児休業給付金支給申請書(様式第33号の5) 雇用 送信代理 マイナンバー …… 110 紙 電 633

育児休業給付金支給申請書(様式第33号の5の2) 雇用 送信代理 …… 111 紙 電 645

遺族(補償)一時金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別一時金支給申請書(様式第15号)(様式第16号の9) 労災 …… 126 紙 電 給 758

遺族(補償)年金支給請求書、遺族特別支給金・遺族特別年金支給申請書(様式第12号)(様式第16号の8) 労災 マイナンバー …… 125 紙 電 給 748

1年単位の変形労働時間制に関する協定届(様式第4号) 労基 送信代理 …… 13 紙 電 給 113

1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届(様式第3号の2) 労基 送信代理 12 紙 電 給 106

一括有期事業報告書(建設の事業)(様式第7号) 徴収 送信代理 …… 92 紙 電 519

1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届(様式第5号) 労基 送信代理 …… 15 紙 電 給 129

一斉休憩除外協定書 労基 …… 21 紙 153

え

衛生管理者選任報告(様式第3号) 安衛 送信代理 …… 31 紙 電 198

か

介護(補償)給付支給請求書(様式第16号の2の2) 労災 …… 129 紙 電 778

介護休業給付金支給申請書(様式第33号の6) 雇用 送信代理 マイナンバー … 117 紙 電 686

介護保険適用除外等該当・非該当届 社保 送信代理 …… 76 紙 電 給 435

解雇予告／解雇制限除外認定申請書(様式第2号) 労基 送信代理 …… 7 紙 電 85

解雇予告除外認定申請書(様式第3号) 労基 送信代理 …… 6 紙 電 給 81

監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書(様式第14号) 労基 送信代理 …… 9 紙 電 93

き

企画業務型裁量労働制に関する決議届(様式第13号の2) 労基 送信代理 17 紙 電 139

企画業務型裁量労働制に関する報告(様式第13号の4) 労基 送信代理 18 紙 電 144

帰郷旅費支給除外認定申請書(様式第4号) 労基 送信代理 …… 22 紙 電 155

寄宿舎規則(変更)届 労基 送信代理 …… 27 紙 電 177

寄宿舎設置・移転・変更届(様式第1号(第3条の2))(様式(第5条の2)) 労基 送信代理 …… 28 紙 電 186

休業(補償)給付支給請求書・休業特別支給金支給申請書(様式第8号)(様式第16号の6) 労災 …… 122 紙 電 給 717

[求人関係] 求人申込書 雇用 …… 38 紙 241

[求人関係] 事業所登録シート① 事業所登録シート② (事務所PR情報) 雇用 …… 37 紙 237

教育訓練給付金支給申請書(様式第33号の2) (様式第33号の2の4) (様式第33号の2の5) 雇用 マイナンバー …… 135 紙 電 812

け

健康保険 限度額適用認定申請書 [社保] …… 144 手 870
健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定申請書 [社保] …… 156 手 932
健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届 [社保][送信代理][マイナンバー] …… 115 手 電 給 676
健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届 [社保][送信代理][マイナンバー] …… 114 手 電 給 667
健康保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届 [社保][送信代理][マイナンバー] …… 113 手 電 給 663
健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届 [社保][送信代理][マイナンバー] …… 112 手 電 給 653
健康保険・厚生年金保険 事業所関係変更(訂正)届 [社保][送信代理] …… 46 手 電 287
健康保険・厚生年金保険 新規適用届 [社保][送信代理] …… 36 手 電 給 229
健康保険・厚生年金保険 適用事業所全喪届 [社保][送信代理] …… 90 手 電 509
健康保険・厚生年金保険 適用事業所名称／所在地変更(訂正)届 [社保][送信代理] 45 手 電 281
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得(訂正・取消)届／厚生年金保険 70歳以上被用者該当(訂正・取消)届 [社保][マイナンバー] …… 67 手 404
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届 [社保][送信代理][マイナンバー] …… 54 手 電 給 334
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届／厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届 [社保][送信代理][マイナンバー] …… 82 手 電 給 473
健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更(訂正)届 [社保][送信代理][マイナンバー] … 62 手 電 382
健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払(訂正・取消)届／厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払(訂正・取消)届 [社保][マイナンバー] …… 99 手 給 566
健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届／厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届 [社保][送信代理][マイナンバー] …… 95 手 電 給 546
健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届 [社保][マイナンバー] 68 手 電 409
健康保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届 [社保][送信代理][マイナンバー] …… 66 手 電 400
健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎(訂正・取消)届／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎(訂正・取消)届 [社保][マイナンバー] …… 97 手 給 558
健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届 [社保][送信代理][マイナンバー] …… 93 手 電 給 527
健康保険・厚生年金保険　被保険者報酬月額変更(訂正・取消)届／厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更(訂正・取消)届 [社保][マイナンバー] …… 98 手 給 562
健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届 [社保][送信代理][マイナンバー] …… 94 手 電 給 538
健康保険 高齢受給者証再交付申請書 [社保] …… 71 手 419
健康保険 出産育児一時金等支給申請書 (受取代理用) [社保] …… 150 手 907
健康保険 出産手当金支給申請書 [社保] …… 149 手 給 898
健康保険 傷病手当金支給申請書 [社保] …… 148 手 給 889

健康保険・船員保険 高額医療費貸付金貸付申込書 社保 …… 146 手 879
健康保険・船員保険 出産費貸付金貸付申込書 社保 …… 153 手 919
健康保険 特定疾病療養受療証交付申請書 社保 …… 155 手 929
健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書 社保 マイナンバー …… 85 手 485
健康保険 被扶養者(異動)届／国民年金 第３号被保険者関係届 社保 送信代理 マイナンバー …… 59 手 電 355
健康保険 被扶養者(異動)(取消)届／国民年金 第3号被保険者関係(取消)届 社保 マイナンバー …… 69 手 413
健康保険 被保険者(家族)移送承認申請（移送届）書 社保 …… 157 手 937
健康保険 被保険者(家族)移送費支給申請書 社保 …… 158 手 941
健康保険 被保険者(家族)出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書 社保 151 手 910
健康保険 被保険者(家族)出産育児一時金支給申請書 社保 …… 152 手 914
健康保険 被保険者(家族)埋葬料(費)支給申請書 社保 …… 154 手 924
健康保険 被保険者(家族)療養費支給申請書(治療用装具)(立替払等)、海外療養費支給申請書 社保 …… 141 手 848
健康保険 被保険者(被扶養者・世帯合算)高額療養費支給申請書 社保 …… 145 手 873
健康保険 被保険者資格証明書交付申請書 社保 …… 56 手 346
健康保険 被保険者証回収不能届 社保 …… 84 手 483
健康保険 被保険者証再交付申請書 社保 …… 70 手 416
健康保険 標準賞与額累計申出書 社保 …… 77 手 440
健康保険 負傷原因届 社保 …… 143 手 867
兼務役員雇用実態証明書 雇用 …… 75 手 給 432

こ

高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書 社保 … 147 手 898
厚生年金保険 被保険者資格喪失届／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届(70歳到達届) 社保 送信代理 マイナンバー …… 83 手 電 給 479
厚生年金保険 被保険者住所変更届／国民年金 第３号被保険者住所変更届 社保 マイナンバー …… 64 手 391
厚生年金保険 被保険者ローマ字氏名届 社保 …… 55 手 343
厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届 社保 送信代理 マイナンバー 116 手 電 680
交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届 社保 … 142 手 857
高年齢雇用継続給付支給申請書(基本給付金)(様式第33号の3、第33号の3の2)、雇用保険 被保険者六十歳到達時等賃金証明書(様式第33号の4) 雇用 送信代理 マイナンバー …… 132 手 電 793
高年齢雇用継続給付支給申請書(再就職給付金)(様式第33号の3の2) 雇用 送信代理 …… 133 手 電 804
高年齢者雇用状況報告書(様式第２号) 高齢 …… 100 手 電 570
国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金未支給【年金・保険給付】請求書（様式第514号)、年金受給権者死亡届（報告書）(様式第515号) 社保 …… 162 手 電 980
国民年金 第３号被保険者ローマ字氏名届 社保 …… 61 手 378

国民年金 第３号被保険者関係届 社保 送信代理 マイナンバー …… 60 手 電 371
個人番号等登録届 社保 マイナンバー …… 57 手 349
個人番号登録・変更届 雇用 送信代理 マイナンバー …… 52 手 電 326
個人番号変更届 社保 マイナンバー …… 58 手 352
雇用継続給付関係各種通知書等再作成・再交付申請書 雇用 …… 134 手 810
雇用保険 関係各種届書等再作成・再交付申請書 雇用 …… 74 手 430
雇用保険 事業所非該当承認申請書 雇用 送信代理 …… 41 手 電 260
雇用保険 事業主事業所各種変更届 雇用 送信代理 …… 44 手 電 275
雇用保険 適用事業所設置届 雇用 送信代理 …… 34 手 電 218
雇用保険 適用事業所廃止届 雇用 送信代理 …… 89 手 電 501
雇用保険 被保険者資格取得・喪失等届訂正・取消願 雇用 …… 65 手 395
雇用保険 被保険者資格取得届（様式第２号） 雇用 送信代理 マイナンバー …… 51 手 電 代 312
雇用保険 被保険者資格喪失届（様式第４号） 雇用 送信代理 マイナンバー …… 78 手 電 代 444
雇用保険 被保険者証再交付申請書（様式第８号） 雇用 …… 72 手 電 422
雇用保険 被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書（様式第10号の２） 雇用 送信代理 …… 80 手 電 464
雇用保険 被保険者転勤届（様式第10号） 雇用 送信代理 …… 63 手 電 代 386
雇用保険 被保険者離職証明書（様式第5号） 雇用 送信代理 …… 79 手 電 454
雇用保険 被保険者離職票記載内容補正願 雇用 …… 81 手 470

さ

再就職手当支給申請書（様式第29号の2） 雇用 …… 137 手 電 825
産業医選任報告（様式第３号） 安衛 送信代理 …… 32 手 電 202

し

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届（様式第９号） 労基 送信代理 …… 4 手 電 代 65
時間単位年休に関する協定書 労基 …… 20 手 151
事業場外労働に関する協定届（様式第12号） 労基 送信代理 …… 11 手 電 代 100
次世代 一般事業主行動計画策定・変更届（様式第１号） 次世代 …… 108 手 電 622
児童の使用許可申請書（年少則様式第１号） 労基 送信代理 …… 23 手 電 158
就業規則（変更）届 労基 送信代理 …… 3 手 電 56
就業促進定着手当支給申請書（様式第29号の2の2） 雇用 …… 138 手 電 830
就業手当支給申請書（様式第29号） 雇用 …… 136 手 電 821
障害（補償）給付支給請求書、障害特別支給金・障害特別年金・障害特別一時金支給申請書（様式第10号）（様式第16号の7） 労災 マイナンバー …… 124 手 電 代 734
障害者雇用状況報告書（様式第６号） 障害 …… 101 手 電 575
常用就職支度手当支給申請書（様式第29号の3） 雇用 …… 139 手 電 835
女性活躍 一般事業主行動計画策定・変更届（様式第１号） 女性活躍 … 109 手 電 627
新旧事業実態証明書 雇用 …… 47 手 291
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第６号の２） 安衛 …… 30 手 195

(せ)
専門業務型裁量労働制に関する協定届(様式第13号)[労基][送信代理] … 116 手 電 135
(そ)
葬祭料(葬祭給付)請求書(様式第16号)(様式第16号の10)[労災] …… 127 手 電 給 764
(た)
第三者行為災害届(届その1から届その3)[労災] …… 128 手 電 769
退職時等の証明書 [労基] …… 86 手 489
代替休暇に関する協定書 [労基] …… 5 手 78
断続的な宿直又は日直勤務許可申請書(様式第10号)[労基][送信代理] … 8 手 電 89
(ち)
貯蓄金管理に関する協定届(様式第１号)[労基][送信代理] …… 25 手 電 166
賃金控除に関する協定書 [労基] …… 24 手 164
(て)
定期健康診断結果報告書(様式第６号) [安衛][送信代理] …… 29 手 電 191
適用事業報告(様式第23号の２)[労基][送信代理] …… 2 手 電 53
(に)
二次健康診断等給付請求書(様式第16号の10の2)[労災] …… 130 手 784
(ね)
年金請求書(国民年金･厚生年金保険遺族給付)(様式第105号)[社保] … 161 手 電 969
年金請求書(国民年金･厚生年金保険障害給付)(様式第104号)[社保] … 160 手 電 960
年金請求書(国民年金･厚生年金保険老齢給付)(様式第101号)[社保] … 159 手 電 945
年金手帳再交付申請書 [社保][送信代理][マイナンバー] …… 73 手 電 426
年次有給休暇の計画的付与に関する協定書 [労基] …… 119 手 149
年末調整 [給与] …… 96 手 553
(は)
払渡希望金融機関指定･変更届(様式第18号)[雇用] …… 140 手 840
(ひ)
非常災害等の理由による労働時間延長･休日労働許可申請書／届(様式第６号)[労基][送信代理]
…… 10 手 電 給 96
(ふ)
フレックスタイム制に関する労使協定書 [労基] …… 14 手 給 121
(み)
未支給の保険給付支給請求書、未支給の特別支給金支給申請書(様式第4号)[労災]
…… 131 手 電 789
(や)
雇入れ･離職に係る外国人雇用状況届出書(様式第3号)[雇用] …… 53 手 電 330
(よ)
預金管理状況報告(様式第24号)[労基][送信代理] …… 26 手 電 172

り
療養(補償)給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届(様式第6号)(様式第16号の4) 労災 …… 120 709
療養(補償)給付たる療養の費用請求書(様式第7号)(様式第16号の5) 労災 121 711
療養給付たる療養の給付請求書(様式第16号の3) 労災 …… 119 703
療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第５号) 労災 …… 118 698
ろ
労働者災害補償保険 特別加入時健康診断申出書(特診様式第7号) 労災 106 611
労働者災害補償保険 特別加入申請書(海外派遣者)(様式第34号の11) 労災 …… 103 590
労働者災害補償保険 特別加入申請書(中小事業主等)(様式第34号の7) 労災 …… 102 584
労働者災害補償保険 特別加入脱退申請書(中小事業主等及び一人親方等)(様式第34号の8) 労災 …… 107 615
労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届(海外派遣者)(様式第34号の12) 労災 …… 105 605
労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届(中小事業主等及び一人親方等)(様式第34号の8) 労災 …… 104 598
労働者死傷病報告・休業4日以上(様式第23号)／4日未満(様式第24号) 安衛 送信代理 …… 123 729
労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届(様式第23号) 労災 雇用 送信代理 …… 42 265
労働保険 概算確定保険料 石綿健康被害救済法 一般拠出金申告書(年度更新)(様式第6号(甲)) 徴収 送信代理 …… 911 514
労働保険 概算保険料申告書(継続事業)(様式第６号(甲)) 徴収 送信代理 … 35 224
労働保険 概算保険料申告書(有期事業)(様式第６号(乙)) 徴収 送信代理 … 49 299
労働保険 確定保険料 石綿健康被害救済法 一般拠出金申告書(継続事業の保険年度途中で解散等)(様式第6号(甲)) 徴収 送信代理 …… 87 493
労働保険 確定保険料 石綿健康被害救済法 一般拠出金申告書(有期事業の終了)(様式第6号(乙)) 徴収 送信代理 …… 50 303
労働保険 継続事業一括認可・追加・取消申請書(様式第５号) 徴収 送信代理 39 248
労働保険 継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第５号の２) 徴収 送信代理 …… 40 254
労働保険 保険関係成立届(継続事業)(様式第１号) 労災 送信代理 …… 38 208
労働保険 保険関係成立届(有期事業)(様式第１号) 労災 送信代理 …… 48 295
労働保険 名称、所在地等変更届(様式第２号) 徴収 送信代理 …… 43 270
労働保険 労働保険料 石綿健康被害救済法 一般拠出金還付請求書(様式第8号) 徴収 送信代理 …… 88 497

◆ 本書の見出しの見方

1．本書の見出しのマークは、それぞれ次のような意味を示しています。

手続の仕方を模式図で示しています。

電子申請の仕方を解説しています。

関連する給与計算事務を解説しています。

それぞれのマークが濃く表示されていれば上記項目が盛り込まれていることを示し、薄く表示されているものは盛り込まれていないことを示しています。

2．「手続の方法」中の白抜き記号（Ⓐ～）は、原則として、様式記載例中の同じ記号（Ⓐ～）の箇所に対応しています。

◆ 凡　例

1．本書は、令和２年４月１日現在の法令を基準として解説しています。

2．本書における法令の引用は、次のような略称を用いています。

なお、法令の規定中、「項」は○で囲んだ数字を、「号」は漢数字を使用しています。

労基法 …… 労働基準法
労基則 …… 労働基準法施行規則
安衛法 …… 労働安全衛生法
安衛則 …… 労働安全衛生規則
労災法 …… 労働者災害補償保険法
労災則 …… 労働者災害補償保険法施行規則
雇保法 …… 雇用保険法
雇保則 …… 雇用保険法施行規則
徴収則 … 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
健保法 …… 健康保険法
健保令 …… 健康保険法施行令
健保則 …… 健康保険法施行規則
国年法 …… 国民年金法
国年則 …… 国民年金法施行規則
厚年法 …… 厚生年金保険法
厚年則 …… 厚生年金保険法施行規則
発基 …… 労働基準局関係の事務次官名で発する通達
基発 …… 厚生労働省労働基準局長名で発する通達
基収 … 厚生労働省労働基準局長が疑義に応えて発する通達
職発 …… 厚生労働省職業安定局長名で発する通達
庁文発　社会保険庁長官・部長・次長・課長名で発する通達
庁保発　社会保険庁医療部長または保険部長名で発する通達

マイナンバーと手続について

1. はじめに

平成25年５月、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が成立、公布されました。これに則り平成27年10月より、住民票のある国民一人ひとりへ個人番号（以下、「マイナンバー」という）が通知され、平成28年１月から行政機関により順次マイナンバーの利用が開始されました。

マイナンバー制度導入は、行政機関間の情報連携により行政の効率化を進めること、行政手続の際に、添付書類が不要となるなどの簡略化を図り国民の利便性を高めること、そして不正な社会保障費受給を防ぎ、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことなどを目的としています。

国は、マイナンバーを、まずは社会保障・税・災害対策における行政事務で利用するとしています。これにより、社会保障や税の事務に関わる民間事業者も、「個人番号関係事務実施者」として、マイナンバーを取り扱うことになります。すでに、一部の金融分野、医療等分野における利用範囲を拡充する改正法が決定しましたが、国は、今後も利用範囲をより拡大し、さらなる公的サービスの向上につなげたいとしています。マイナンバーの利用範囲が拡大するということは、利便性が向上すると同時に、個人情報漏えいのリスクも高まります。個人が注意することはもとより、民間事業者がその取扱いを誤ったり、危機意識が低く何の対策も講じていなかった場合などには、その事業者からマイナンバーを含む個人情報が漏えいする危険性が高くなります。

「特定個人情報の適正な取扱に関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会https://www.ppc.go.jp/legal/policy/）は、事業者がマイナンバーを適正に取り扱うための指針を示しています。マイナンバー法の情報漏えい等に関する罰則規定は、個人情報保護法よりも重くなっています。事業者は、マイナンバーの取扱いに対して、非常に厳格な管理が求められていますので、このガイドラインに沿って、対策をとる必要があります。ただし、その対策の方法は事業者規模、組織形態等に応じて行えばよいとされています。実務においては、各々の社内において、マイナンバーの取扱ルールを決め、適正な管理のもとで確実に事務を行うことが重要です。

なお、法人に対しても個人と同様の法人番号が通知されます。個人番号は12ケタの数字で非公開（厳重取扱い）とされ、法で定められた利用目的のみに利用となっていますが、法人番号は13ケタの数字で公開（ホームページ等で提供）となり利用制限はありません。

2. 事業者が対応すべきこと

事業者は、マイナンバー法で定められた事務のうち、税と社会保険の手続でマイナンバーを取り扱います。そのための注意すべきポイントは次の４つです。

1）取　得

① マイナンバーの取得の際にはあらかじめ利用目的を特定して、社員等に通知または公表することが必要です。

民間事業者によるマイナンバーの取得は法律で定められた税と社会保険の手続に使用する場合のみ可能で、それ以外の目的（自社の顧客管理など）で取得することは禁じられています。

☑海外転勤中の社員

住民票を除票して海外に転出した人にはマイナンバーは付番されません。帰国後、住民登録後にマイナンバーが通知された後、本人から取得します。

☑派遣労働者

雇用契約のある派遣元の会社が取得し、派遣先では取得の必要はありません。

② マイナンバーを取得するときには必ず本人確認を厳格にすることが必要です。

なりすまし防止のために、「マイナンバーの確認」と「身元の確認」を厳格に行う必要があります。社員だけでなく、パート・アルバイト、謝金の支払いがある社外の方など様々な方からマイナンバーを取得する必要があります。社内で事前に、マイナンバーを取得しなければいけない人のピックアップ、そして本人確認の方法をあらかじめ検討して準備します。

☑扶養家族の本人確認

○国民年金第３号被保険者の届出：事業者が従業員の配偶者（第３号被保険者）のマイナンバーを記載して提出する書類のため、原則、事業者が配偶者の本人確認をする必要があります。しかし、従業員を代理人とする委任状を取り付け、従業員から配偶者のマイナンバーを取得して届出書を提出します。

○扶養控除等申告書、被扶養者（異動）届：従業員がその被扶養者に関する情報を事業者を通して行政機関に提出する書類なので、従業員本人が被扶養者の本人確認をするため、事業者は確認の必要はありません。

2）利用・提供

① マイナンバーの社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に社員や顧客の同意があってもできません。

事業者は、手続書類に従業員等のマイナンバーを記載して、役所に提出するという、法律で認められた税と社会保障の手続以外の目的での利用は禁止されています。

マイナンバーを法律で認められた場合以外で、書き写したり、コピーをとったりすることもできません。

② マイナンバーの「提供」は限られた場合（マイナンバー法19条に限定列挙）のみです。

「提供」とは法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味します。同一法人内の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」にあたります。例えば、同じ系列の会社間による出向や転籍などであっても、法人が別であれば「提供」となってしまうため、出向・転籍先で再度マイナンバーを取得する必要があります。

3）保管・廃棄

① 必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

雇用契約が継続している場合、法令で一定期間保存が義務付けられている場合などの必要がある場合だけ、マイナンバーを含む個人情報の保管が認められます。

☑主な書類の法定保存期間

文　書	起算日	保存年限	根拠条文等
雇用保険の被保険者に関する書類	完結の日	4年	雇保則第143条
健康保険・厚生年金に関する書類	完結の日	2年	健保則第34条、厚年則第28条
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	法定納期限	7年	国税通則法第70～73条
源泉徴収簿	法定納期限	7年	国税通則法第70～73条

② 必要がなくなったら、廃棄または削除することが必要です。

保管年限を参考に、廃棄や削除することを前提に、書類やデータのファイリングの仕方などを工夫してください。

また、削除した場合は、削除した記録を保存することになっています。

☑マイナンバーを削除すれば、その個人情報を保管することは可能

特定個人情報とは、マイナンバーをその内容に含む個人情報のことですので、マイナンバーを除けば、通常の個人情報となります。書類保管の場合は、マイナンバーを復元できない程度にマスキングまたは削除する、データ保管の場合は、マイナンバー部分のみ削除する、ことなどで保管は可能です。

4）安全管理措置

① マイナンバーを含む個人情報の取扱は、従来の個人情報よりも厳格に行う必要があります。

マイナンバーの取扱責任者、事務取扱担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱うことがないようにルール化します。

② マイナンバーを含む個人情報を管理する仕組み作りをします。

データ管理の場合は、パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトの導入やアクセスパスワードの設定をします。

書類管理の場合はカギ付きの棚や引き出しに保管し、担当者以外の目に触れることのないようにします。

マイナンバーを廃棄・削除する手段として、復元することのできないようにパソコン内のデータを削除したり、書類をシュレッダーする等の方法を検討します。

☑外部（社会保険労務士等）へ社会保険等の事務を委託している場合

社会保険事務や源泉徴収事務等を外部委託している事業者は、マイナンバーに関する業務を委託することになります。この場合、委託者（事業者）は、委託先においても自社と同等の安全管理措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。よって、マイナンバーの提供方法やその後の取扱状況等につき、十分確認したうえで委託することが必要です。

一方、受託者（社会保険労務士等）は、委託者と同等となる自社の安全管理措置を整えることが必要です。事業者の対応すべきことと同様に、マイナンバーの取得から廃棄までの体制を整え、委託契約の締結や定期報告などを通じ、委託者と確認しておくことが大切です。

3. 事業者におけるマイナンバーが必要となる手続

1）雇用保険

（令和２年４月１日現在）

① 事業主が、マイナンバーを記載してハローワークに提出する必要がある手続（様式）は、以下のとおりです。

マイナンバーの記載が必要な様式等		
51	雇用保険被保険者資格取得届	P.312参照
78	雇用保険被保険者資格喪失届	P.444参照
132	高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書	P.793参照
110	育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書	P.633参照
117	介護休業給付金支給申請書	P.686参照

マイナンバーが未届の場合、以下の手続（様式）をする際にも、マイナンバーの届出（個人番号登録届）が別途必要です。

マイナンバーが未届の場合、マイナンバーの届出が別途必要な様式等		
－	雇用継続交流採用終了届	－
63	雇用保険被保険者転勤届	P.386参照
132	高年齢雇用継続給付支給申請書（２回目以降）	P.793参照
111	育児休業給付金支給申請書（２回目以降）	P.645参照

☑マイナンバーを従業員から取得する場合は、厳格な本人確認が必要ですが、届出

には添付書類は不要です。

☑マイナンバーの記載が必要な雇用保険の手続ごとに、マイナンバーを記載して届出する必要がありますが、当該届出等に係る被保険者について、すでにその他の届出等の際にマイナンバーを届け出ている場合には、各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載して、マイナンバーの記載を省略することが可能です。

☑雇用保険被保険者資格取得届でのマイナンバーについて、以前雇用されていた他の事業所でマイナンバーを届け出ていた場合でも、マイナンバーの記載の省略はできません。

☑雇用保険被保険者資格取得届でのマイナンバーについて、当該事業所においてハローワークにマイナンバーを届け出た被保険者が離職後、再度雇用することとなった場合は、マイナンバーの変更がないことを確認のうえ、欄外等に「マイナンバー届出済」と記載して、マイナンバーの記載を省略することが可能です。

☑手続完了後にハローワークより返戻される書類には、マイナンバーの記載はありません。(通常の書類として保管します。)

☑離職票－1（マイナンバー欄は空欄）はそのまま離職者に交付し、離職者が自分でマイナンバーを記入して、失業給付の手続をします。

☑従業員がマイナンバーの提供を拒んだ場合

社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務であることを説明し提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、その旨をハローワークに申し出て届出をしてください。なお、電子申請による届出等の場合は、各届出等の備考欄もしくは社会保険労務士欄の直下のスペースに「本人事由によりマイナンバー届出不可」と記載してください。また、提供を求めた記録等を保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

☑事業所が保管している資格喪失届でマイナンバーの欄がない旧様式について

旧様式で提出することは可能ですが、別途「個人番号登録・変更届」（P.326参照）によりマイナンバーを届け出てください。

☑郵便での届出について

マイナンバーの漏えい、紛失等の事故を防止するため、安全な方策を講じる必要があります。普通郵便による届出も受理されますが、郵送で届出を行う場合は、できるだけ、追跡可能な書留郵便等による方法での届出にしてください。

☑電子申請での届出について

マイナンバー記載の様式等については、電子申請でも届出可能です。郵送で行った場合にマイナンバーの漏えい、紛失等の事故が発生するリスクがありますので、できるだけ電子申請を利用してください。

② 法人番号を記入しハローワークに提出しなければならない手続（様式）は以下のとおりです。

第1章

労基法に関係する手続

1 労使協定とは 50
2 適用事業報告（様式第23号の2） 53
3 就業規則（変更）届 56
4 時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届（様式第9号） 65
5 代替休暇に関する協定書 78
6 解雇予告除外認定申請書（様式第3号） 81
7 解雇予告／解雇制限除外認定申請書（様式第2号） 85
8 断続的な宿直又は日直勤務許可申請書（様式第10号） 89
9 監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書（様式第14号） 93
10 非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書／届（様式第6号） 96
11 事業場外労働に関する協定届（様式第12号） 100
12 1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届（様式第3号の2） 106
13 1年単位の変形労働時間制に関する協定届（様式第4号） 113
14 フレックスタイム制に関する労使協定書 121
15 1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届（様式第5号） 129
16 専門業務型裁量労働制に関する協定届（様式第13号） 135
17 企画業務型裁量労働制に関する決議届（様式第13号の2） 139
18 企画業務型裁量労働制に関する報告（様式第13号の4） 144
19 年次有給休暇の計画的付与に関する協定書 149
20 時間単位年休に関する協定書 151
21 一斉休憩除外協定書 153
22 帰郷旅費支給除外認定申請書（様式第4号） 155
23 児童の使用許可申請書（年少則様式第1号） 158
24 賃金控除に関する協定書 164
25 貯蓄金管理に関する協定届（様式第1号） 166
26 預金管理状況報告（様式第24号） 172
27 寄宿舎規則（変更）届 177
28 寄宿舎設置・移転・変更届（様式第1号（第3条の2））（様式（第5条の2）） 186
29 定期健康診断結果報告書（様式第6号） 191
30 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第6号の2） 195
31 衛生管理者選任報告（様式第3号） 198
32 産業医選任報告（様式第3号） 202

1

労使協定とは

【意義・目的】

労使協定とは、「労働者と使用者との間で、労働条件などについて特別に取り決める協定」のことをいいます。労使協定を締結することにより、労基法上で原則禁止されている事項を例外的に認めることができます。労使協定は、締結すればすぐにその効果が生じるものと、締結した後、さらに労働基準監督署へ届け出ることにより効果が生じるものがあります。

【労使協定の締結および届出】

労使協定は、「事業場」を単位に締結し、届け出なければならないので、営業所や支店がある場合は、個々に締結と届出が必要になります。

【締結当事者】

協定締結の当事者は、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、ないときは労働者の過半数を代表する者」となります。労働組合があっても、過半数に達していない場合は、過半数代表労働者を選出しなければなりません。また、複数の事業場で組織する企業別労働組合が、それぞれの事業場の過半数を占めていれば、その企業別労働組合が締結当事者になります。

【労働者の過半数を代表する者】

労働者の過半数を代表する者は、以下のいずれにも該当する者でなければなりません（労基則第６条の２）。

(1) 労基法に規定する監督または管理の地位にある者でないこと。

(2) 投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。

【労働者の範囲】

労働者の過半数を代表する者を選出する場合の人数には、労基法に規定する監督または管理の地位にある者や、パート・アルバイト等を含みます。例えば、時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）は、「当該事業場において法律上または事実上時間外労働または休日労働の対象となる労働者の過半数の意思を問うためのものでなく、当該事業場に使用されているすべての労働者の過半数の意思を問うため」（昭46.1.8基収6206）とあります。

【労使協定の適用範囲】

労使協定は、労働基準監督署への届出を必要とするものや有効期間の定めを必要とするものなど、その種類により取扱いが異なります。また、年少者や妊産婦への適用に関しても、それぞれの規定がありますので注意が必要です。

労使協定の種類

労使協定の種類	届出	有効期間の定め(＊1)	年少者に対する適用	妊産婦が請求した場合の適用(＊2)	根拠条文
貯蓄金の管理	要	不要	—	—	労基法第18条②
1箇月単位の変形労働時間制	要	要	適用不可(ただし1日8時間・1週48時間を超えない範囲内では適用可)	適用不可	労基法第32条の2
1年単位の変形労働時間制	要	要	適用不可(ただし1日8時間・1週48時間を超えない範囲内では適用可)	適用不可	労基法第32条の4
1週間単位の非定型的変形労働時間制	要	要	適用不可	適用不可	労基法第32条の5
フレックスタイム制	不要(＊3)	不要	適用不可	適用可	労基法第32条の3
時間外労働・休日労働	要	要	適用不可(1週のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮すれば、他の日の労働時間を10時間まで延長可)	適用不可	労基法第36条
事業場外労働	不要(＊4)	要	適用可(法定労働時間を超える場合は適用不可)	適用可(法定労働時間を超える場合は適用不可)	労基法第38条の2②
専門業務型裁量労働制	要	要	適用可(法定労働時間を超える場合は適用不可)	適用可(法定労働時間を超える場合は適用不可)	労基法第38条の3

労使協定の種類	届出	有効期間の定め(＊1)	年少者に対する適用	妊産婦が請求した場合の適用(＊3)	根拠条文
賃金の一部控除	不要	不要	—	—	労基法第24条①但書き
一斉休憩の例外	不要	不要	—	—	労基法第34条②
年次有給休暇の計画的付与	不要	不要	—	—	労基法第39条⑥
時間単位年休	不要	不要	—	—	労基法第39条④
年次有給休暇取得者に対する標準報酬日額	不要	不要	—	—	労基法第39条⑨
代替休暇	不要	不要	—	—	労基法第37条③

※1　有効期間の長さについては規定されていませんが、「変形労働時間制に関する労使協定は、長期にわたるものとなる可能性があるが、状況の変化にもかかわらず、不適切な変形制が長期間運用されることを防ぐため、その有効期間を1年程度とすることが望ましい」(H6.1.4基発1)とあり、また、専門職(研究開発職等)のみなし労働を規定した専門業務型裁量労働制については、「労使協定は、不適切に制度が運用されることを防ぐため3年以内が望ましい」という基準があります。

※2　監督または管理の地位にある妊産婦については、時間外労働および休日労働をさせることや変形労働時間制を適用させることが可能です。

※3　清算期間が1カ月を超える場合のみ届出が必要です。

※4　労使協定により定めたみなし労働時間が、法定労働時間を超えている場合のみ届出が必要です。

【周知義務】

使用者は、法令等の要旨、就業規則、労使協定等を労働者に周知させる義務があります(労基法第106条、労基則第52条の2)。なお、周知の方法は以下のとおりです。

(1)　常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、または備え付ける。

(2)　書面を労働者に交付する。

(3)　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する。

2

労 基 送信代理

適用事業報告

（様式第23号の2）

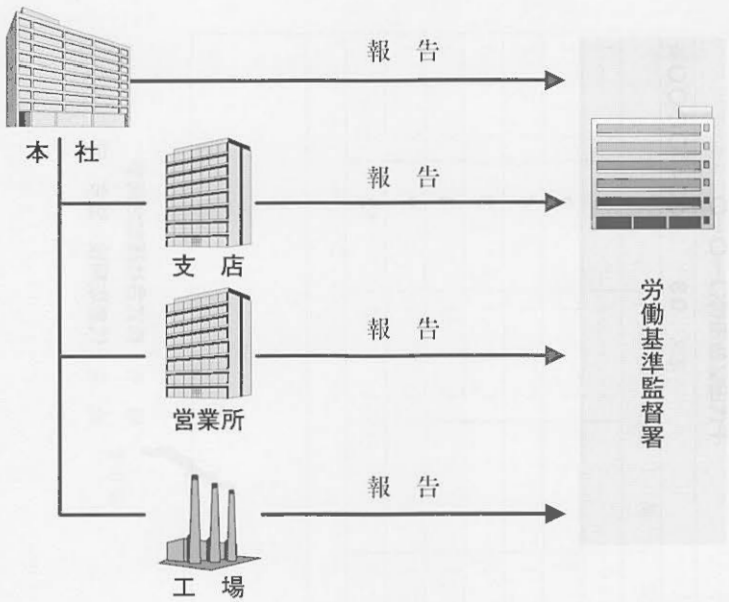

目 的

業種にかかわらず、事業を開始し、労働者（パート・アルバイト・臨時を問わず）を１人でも使用することになった場合は、労基法が適用されますので、「適用事業報告」を労働基準監督署に提出しなければなりません。

手続の方法

(1) 提 出 先　個々の事業場を管轄する労働基準監督署
(2) 提出期限　遅滞なく
(3) 添付書類　特になし
(4) 注 意 点

① 労基法では、「適用事業」を単位として、労働基準監督署へ諸手続を行います。「適用事業」というのは、企業や経営主体そのものではなく、本社、支店、営業所、工場などの場所的に独立した個々の事業または事務所をいい、一つの事業場ごとに報告します。

② 同居の親族のみを使用する事業には、労基法は適用されません。

③ たとえば診療所や食堂のように同一の場所にあっても、労働の態様を異にする場合でその部門が主たる部門との関連において従事する労働者、労務管理等

様式第23号の2(第57条関係)

適用事業報告

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)
出版業	株式会社高志会商事	千代田区飯田橋〇ー〇ー〇 電話 03 (1234)〇〇〇〇番

	種別		満18歳以上		満15歳以上満18歳未満		満15歳未満		計	
労働者数	通勤	男	2	( )	1	( )		( )	3	( )
		女	1	( )	1	( )		( )	2	( )
		計	3	( )	2	( )		( )	5	( )
	寄宿	男	2	( )	1	( )		( )	3	( )
		女	3	( )	1	( )		( )	4	( )
		計	5	( )	2	( )		( )	7	( )
	総計		8	( )	4	( )		( )	12	( )

備考	適用年月日 〇〇年 4月 1日

令和〇〇 年 4 月 2 日

使用者 職名 株式会社高志会商事
氏名 代表取締役 法令 守 ㊞

中央 労働基準監督署長 殿

記載心得
1 坑内労働者を使用する場合は、労働者数の欄にその数を括弧して内書すること。
2 備考の欄には適用年月日を記入すること。

を明確に切り離して運用できる場合には、その部門を独立した一つの事業とします。

④　場所的に離れていても、出張所や支店等で規模が著しく小さく、組織的な関連や事務能力等を勘案して独立性のないものは、そのすぐ上の上位機構と一括して取り扱います。

(5)　根拠条文等　労基則第57条①一

電子申請

(1)　キーワード　適用事業報告

(2)　手 続 名　適用事業報告

(3)　電子署名

＜事業主申請の場合＞

①　事業主の電子証明書

＜社会保険労務士申請の場合＞

①　社会保険労務士の電子証明書

②　事業主の電子証明書（「提出代行に関する証明書」の添付で省略可）

(4)　添付書類　特になし

(5)　任意の添付書類　特になし

(6)　提 出 先

大分類　都道府県（事業場を管轄する労働基準監督署の所在地）

中分類　事業場を管轄する労働基準監督署

小分類

(7)　手続詳細画面

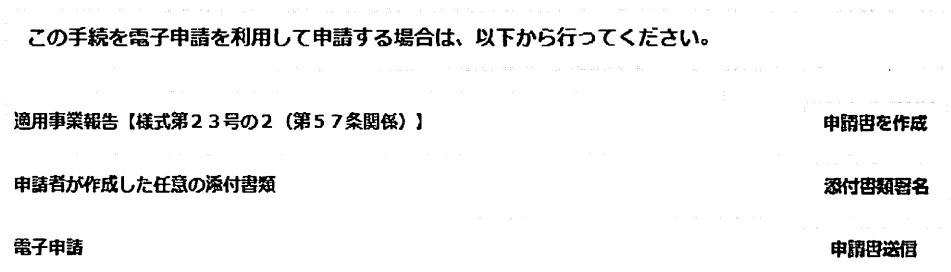

(8)　電子公文書　特になし（申請内容の保存についてはP.41参照）

3

手 電 給

労 基 送信代理

就業規則（変更）届

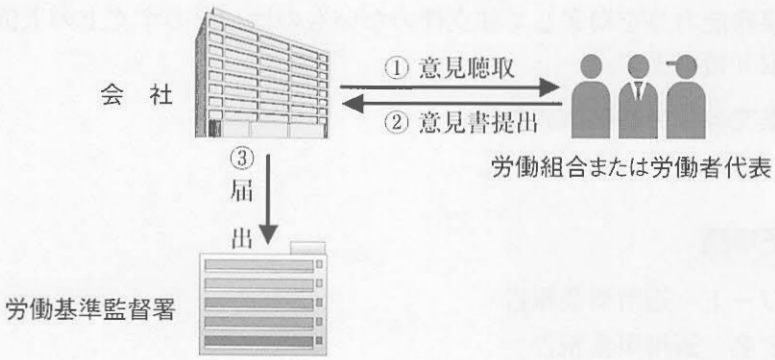

目　的

会社の労働条件を明文化したものが就業規則です。正社員・パート等の区別なく常時10人以上の労働者を使用する会社は、必ず就業規則を作成し労働基準監督署に届け出なければなりません。労働者数が10人以上であるか否かは会社単位ではなく、個々の事業場単位で判断します。労働者が10人未満の場合は就業規則の作成義務はありませんが、会社と労働者の間で、労働条件や職場のルールなどについての理解が食い違い、これが原因となり、労使トラブルが発生する場合があります。このようなことを防ぐためにも、就業規則を作成しておくことが望ましいでしょう。

就業規則は労基法を中心に、その他の労働諸法令に反してはならず、会社の実態に即した内容で作成します。

手続の方法

(1) 提 出 先　事業場を管轄する労働基準監督署

(2) 提出期限　作成後遅滞なく

(3) 添付書類　意見書

(4) 注 意 点

① 就業規則本文は正本と副本を準備し、副本に労働基準監督署の受付印を押印してもらい、それを控えとして会社に保管しておきます。

② 意見書の添付義務

使用者は就業規則制定や変更の届出のときには、過半数労働組合または過半数代表労働者の意見を記した書面を提出しなければなりません。この書面には、過半数労働組合または過半数代表労働者の記名押印が必要です。

③ 意見聴取義務

意見書は就業規則の内容について合意を求めるものではなく、労働者の意見

を十分に聴いて、労働者の意見を尊重するという意味合いのものです。仮に反対の意見があったとしても、就業規則の内容が労基法に定める基準を上回っていれば、その効力に影響はありません。また、同一事業場において、パートタイマー規程などのように一部の労働者についてのみ適用される就業規則についても、過半数労働組合または過半数代表労働者の意見聴取が必要です（昭23.8.3基収2446、昭24.4.4基収410、昭63.3.14基発150）。

また、派遣労働者については、派遣元が就業規則の作成義務を負うため、派遣元事業場の過半数労働組合または過半数代表労働者の意見聴取を行います。この場合の過半数とは、派遣されている労働者とそれ以外の労働者の両者を含みます（昭61.6.6基発333）。

④ 周知義務

作成した就業規則は、いつでも労働者が見ることができるように周知しなければなりません。その方法としては、各事業場の見やすい場所に掲示し、備え付けもしくは書面にて交付する方法や、磁気テープや磁気ディスクに記録し労働者が事業場のパソコンなどで常時確認できる状態にしておくことなどがあります（平11.3.31基発169）。

⑤ 一括届出

複数の事業場がある法人で、支店等の就業規則が本社の就業規則と同一の内容である場合は、本社の所在地を管轄する労働基準監督署に一括して届け出ることができます。その場合には、各支店・事業場分の部数が必要であり、意見書については、それぞれの事業場における過半数労働組合または過半数代表労働者の意見を記した書面を用意し、さらに、「届出事業場一覧表」（P.60参照）を添付します。

⑥ 変更の場合

就業規則の内容を変更した場合は、管轄の労働基準監督署に「就業規則変更届」を提出する必要があります。就業規則の一部変更の場合は、就業規則のすべてを届け出る必要はなく、変更部分だけを抜粋して届け出ても構いません。この場合は、新旧対照表により変更前の条文も記載しておくと管理がしやすくなります。一括届出をしている場合で、その一部の支店・事業場の就業規則の内容を変更する場合は、当該支店・事業場を管轄する労働基準監督署に、直接提出します。

(5) 様式記載ポイント

Ⓐ 労働保険番号は、労働基準監督署がこの番号をもとに就業規則を管理しているので必要です。

Ⓑ 就業規則の適用を受ける事業所のパート・アルバイトを含む全労働者数を記入します。

Ⓒ すべて同意する場合は、「特に意見はありません」でも構いません。意見が

ある場合は、具体的に記入してください。

Ⓓ 過半数労働組合または過半数代表労働者が署名します。過半数代表労働者の場合は、管理監督者以外の一般労働者を選出します。

(6) **根拠条文等** 労基法第89条①・第90条①②・第106条①、労基則第49条①②・第52条の２

就業規則~~（変更）~~届

令和 〇〇 年 9 月 1 日

中央 労働基準監督署長 殿

今回、別添のとおり当社の就業規則を制定~~一変更~~いたしましたので、意見書を添えて提出します。

Ⓐ

労働保険番号	都道府	所	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業番号
	1 3	1	0 1	1 9 9 9 9 9	0 0 0	
ふりがな	かぶしきがいしゃ こうしかいしょうじ					
事業場名	株式会社 高志会商事					
所在地	千代田区飯田橋〇-〇-〇 TEL 03-1234-〇〇〇〇					
代表者職氏名	代表取締役 法令 守 ㊞					
業種・労働者数	出版業		Ⓑ 15 人			

前回届出から名称変更があれば
旧名称
また、住所変更もあれば旧住所を
記入。

意　見　書

令和〇〇年　9　月　1　日

株式会社　高志会商事

代表取締役　法令　守　　殿

令和　〇〇　年　8　月　25　日付をもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

Ⓒ
原則として賛成しますが、下記の事項については改定考慮願います。

(1)第30条関係　慶弔休暇を1日ずつ増やしてほしい。
(2)第35条関係　入社6カ月未満の者にも1日付与してほしい。

以　上

Ⓓ
労働者代表　〇〇〇〇　　㊞

〈執筆者〉

特定社会保険労務士　段下　正志（だんした　まさし）

社会保険労務士　浅井　英憲（あさい　ひでのり）

特定社会保険労務士　飯野　正明（いいの　まさあき）

特定社会保険労務士　伊東　文子（いとう　ふみこ）

特定社会保険労務士　今泉　浩史（いまいずみ　ひろし）

特定社会保険労務士　大野　剛一郎（おおの　こういちろう）

特定社会保険労務士　尾関　真（おぜき　しん）

特定社会保険労務士　金光　由美子（かなみつ　ゆみこ）

特定社会保険労務士　木村　晃子（きむら　あきこ）

特定社会保険労務士　小谷　富士子（こたに　ふじこ）

特定社会保険労務士　小林　伸行（こばやし　のぶゆき）

特定社会保険労務士　高橋　知子（たかはし　ともこ）

特定社会保険労務士　土屋　雅子（つちや　まさこ）

特定社会保険労務士　深田　康弘（ふかだ　やすひろ）

社会保険労務士　福田　綾子（ふくだ　あやこ）

特定社会保険労務士　古川　由美（ふるかわ　ゆみ）

特定社会保険労務士　星名　真喜子（ほしな　まきこ）

特定社会保険労務士　松島　寛（まつしま　ひろし）

社会保険労務士　松田　研二（まつだ　けんじ）

特定社会保険労務士　宮田　和季（みやた　かずき）

特定社会保険労務士　守屋　三枝（もりや　みえ）

社会保険労務士　山﨑　博幸（やまざき　ひろゆき）

社会保険労務士　吉留　紗由理（よしとめ　さゆり）

高志会

「高志会」は、意欲と熱い気持ちを持った社会保険労務士の集まりです。メンバー全員が能力と収入をアップさせて、21世紀を勝ち抜いていきます。

「できる」（社会保険労務士業務・コンサルティング）は当然として、「しゃべれる」（講座・講演）、「書ける」（本や雑誌の原稿）の3拍子そろった社会保険労務士を目指して日夜、スキルアップに励んでいます。